



別所温泉地区に伝わる、雨ごいの奇祭「岳の幟」が出演。世界にむけ発信された。(2月22日、長野市南長野運動公園オリンピック開閉会式場)

たけのぼり

フィナーレを飾った『岳の幟』300本 長野オリンピック冬季競技大会閉会式



色鮮やかな幟が閉会式を盛り上げた。



さらさら踊りを舞う花笠童女



5万人がちょうちんを手に「故郷(ふるさと)」を大合唱。

データ (2月1日現在)

人口/122,408人(+3) 男/60,131人(+6) 女/62,277人(-3) 世帯/43,485(+37)
外国人登録者数/2,636人(+18) 男/1,484人(+5) 女/1,152人(+13) ()は前月比

I 福祉給付金 は 次のかたに支給 されます

給付金 (給付金)

1万円

III 臨時特別給付金 (特別給付金)

支給対象者
1人につき

1万円

「Iの福祉給付金のうち②、③の(イ)」、「IIの介護福祉金」、「IIIの特別給付金」は、市民税の課税状況を確認する必要がありますので、申請されるかたは支給申請書の同意欄への記入と押印をしてください。
また、平成9年1月2日以降に上田市へ転入したかたは、転入前の申請者本人の税額証明書が必要となります。申請者本人を控除対象配偶者または扶養親族として住民税の申告をしているかたが上田市以外の場合は、その市町村の税額証明書が必要とな

**課税状況を確認します
同意欄に記入と押印を!**

■対象者

平成10年2月1日(基準日)現在、次のいずれかの年金または手当の、今年2月分を受給できるかた

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金等 (ア)年金証書の年金コードの先頭3桁が「635」または「265」に該当するもの (イ)年金証書の年金コードの先頭3桁が「535」または「062」に該当するもの(平成9年度の個人の市民税が課せられなかったかた)
- ③ 遺族基礎年金等 (ア)年金証書の年金コードの先頭3桁が「275」または「285」に該当するもの (イ)年金証書の年金コードの先頭3桁が「645」、「072」、「082」または「102」に該当するもの(平成9年度の個人の市民税が課せられなかったかた)
- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 特別児童扶養手当(手当の制度上の受給者は親または養育者となっていますが、給付金は障害児のかたが支給対象となります)
- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 障害児福祉手当
- ⑧ 福祉手当(経過措置分)
- ⑨ 原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

※①から⑨までに該当する場合でも、基準日(2月1日)に生活保護を受けているかたや社会福祉施設に入所されているかたには、別に一時金として1万円が措置費に加算されますので、この福祉給付金は支給されません。

※②、③の(イ)については、本人が、他のかたの平成9年度分の市民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたに平成9年度分の市民税が課せられなかった場合に限りです。

■問い合わせ

- ①から③の年金…国保年金課国民年金係 (☎1364・1365)
- ④、⑤の手当…福祉課母子児童係 (☎1608・1610)
- ⑥から⑨の手当…福祉課福祉係 (☎1602~1604)

III 特別給付金 は 次のかたに支給 されます

■対象者

基準日(2月1日)に65歳以上のかた(昭和8年2月1日以前に生まれたかた)で、平成9年度の個人の市民税が課せられなかったかた(本人が、他のかたの平成9年度分の市民税額の算定に際して、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたに平成9年度分の市民税が課せられなかった場合に限りです)。

※上記に該当する場合でも、生活保護を受けているかたなどには支給されません。

※同一のかたが「Iの福祉給付金」の支給要件に該当する場合は「IIIの特別給付金」は支給されません。

■問い合わせ

健康推進課在宅高齢者サービス係(直通☎235131)

『臨時福祉特別給付金』が支給されます

平成10年分所得税等の特別減税に関連し、老齢福祉年金の受給者等および高齢の低所得者のかたの生活の安定と福祉の向上ならびに低所得の在宅寝たきり老人のかた等に対する在宅介護の支援のため、国から臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。該当するかたは3月20日(金)までに申請の手続きをしてください。

受給対象のかたは3月20日(金)までに申請を!

■申請の方法

「申請書」と「口座振込み依頼書」は、3月9日(月)までに該当すると見込まれるかたのところへ、民生児童委員さんが直接、または郵送でお届けする予定です。「申請書」と「口座振込み依頼書」の所定事項に記入・押印のうえ、3月9日(月)から3月20日(金)までの間に、それぞれの給付の関係課(国保年金課・福祉課・健康推進課)に提出(郵送)してください。なお、郵送の場合でも、3月20日(金)までに届くようお願いします。

また、申請に必要な書類は、関係課および支所の窓口にも用意してあります。

■支給の方法と時期

申請後、内容審査の結果この給付金の制度に該当する場合は、口座振込み依頼書に基づき、本人または代理人の口座へ4月末ごろ入金します。

Ⅱ 介護福祉金は 次のかたに支給されます

■対象者

基準日(2月1日)に、平成9年度の市民税所得割が課せられなかったかた(本人が、他のかたの平成9年度分の市民税額の算定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、そのかたに平成9年度分の市民税所得割が課せられなかった場合に限り)、または生活保護を受けているかたで次のいずれかに該当するかた

①基準日(2月1日)において、平成9年8月1日以前(6か月以上)から寝たきりまたは痴ほう等の状態にあるため、常時介護を必要としている65歳以上のかた(昭和8年2月1日以前に生まれたかた)。

②今年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できるかた。

※基準日(2月1日)に、病院・診療所または老人保健施設に平成9年10月31日以前(3か月以上)から継続して入院または入所しているかた、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所しているかた(養護委託されているお年寄りのかたも含まれます)には、介護福祉金は支給されません。

※介護福祉金は、「Ⅰの福祉給付金」や「Ⅲの特別給付金」と異なり、寝たきりのお年寄りなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同一人のかたが「Ⅰの福祉給付金」や「Ⅲの特別給付金」の支給要件に該当する場合も支給の対象になります。

■問い合わせ

福祉課福祉係(直通☎5130)

臨時福祉
(福祉給)

支給対象者
1人につき

Ⅱ
臨時介護福祉金
(介護福祉金)

支給対象者
1人につき

3万円

ります(特に、申請する本人の健康保険証が遠隔地で発行されている場合は、税金申告上の扶養親族に入っている可能性があり、扶養にしているかたの税額証明書が必要となります)。添付されない場合は、給付金が支給されませんのでご注意ください。

★投票できるかた

投票日現在、満20歳以上（昭和53年3月23日以前の生まれ）で平成9年12月14日以前から、引き続き上田市に住んでいて、住民登録がなされ、さらに選挙人名簿に登録されているかた。
 なお、これらの要件を満たし入場券が郵送されていても、投票日まで市外へ転出したかたは、投票できません。

★市内で転居されたかた

3月6日までに転居の届け出をしたかたは、新しい住所地の投票所で投票ができます。
 3月7日以降に転居届けを出したかたは、前の住所地の投票所で投票してください。

★入場券

投票所の入場券は、郵送でお届けします。発送日は、3月10日の予定です。入場券は郵便はがき1枚に世帯単位の4名連記となっておりますので、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。
 なお、入場券が届かない場合や紛失された場合は、投票日に投票所の係員に申し出のうえ、再交付を受けてください。

★投票所

投票所は入場券に記載してありますので、ご確認のうえ、お間違えのないようお出かけください。
 ■投票所変更のお知らせ

★投票できる時間

投票時間は、午前7時から午後6時までです。ただし、須川、畑山、長入、岩清水、野倉の各投票所は午後5時までです。ご注意ください。
 投票はなるべく早めに時間の余裕をみて行いましょう。

★投票のしかた

■投票の順序
 はじめに、上田市長選挙の投票、次に上田市議会議員補欠選挙の投票となります。

■投票の方法

①上田市長：記号式投票です。で、候補者名の上欄に投票所備え付けのゴム印で○印を押して投票してください。

市長選（投票用紙は白色紙に黒刷）
 (いづれかの欄に○印を一つだけおす)
 上田市長選挙投票用紙見本

上田市長選挙投票	印
○注：意	
一 投票しようとする候補者一人につき氏名の二〇の印をおすは、何れもつけたり書いたりしないで。	
二 〇の印をおす場合は、何れもつけたり書いたりしないで。	
〇印をおす欄	候補者氏名

備え付けの○印のゴム印以外のものを使用して○印をしたものは無効投票になります。

②上田市議会議員補欠選挙：自書式です。で、候補者の氏名を書いて投票してください。

市議補選（投票用紙は桃色紙に黒刷）
 上田市議会議員補欠選挙投票用紙見本

上田市議会議員補欠選挙

候補者氏名
〇注：意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くと、候補者でない者の氏名を書かないこと。
二 候補者でない者の氏名を書かないこと。

■自分で書けないかたは

手の不自由なかたや字を書くことのできないかたのために、投票所の係員が代わって記入する代理投票の制度があります。投票の秘密は厳守されますので、ご安心ください。
 ■目の見えないかたは
 点字で投票ができますので、申し出てください。

上田市長選挙

上田市議会議員補欠選挙

投票日

3月22日

(日)

不在者投票はお早めに

投票日に、出張や旅行などで出かけるかたのために、投票日前に投票できる不在者投票の制度があります。

★不在者投票ができるかた

- ▽投票日に、自分の投票区の区域外で、職務または業務に従事するかた
- ▽やむを得ない用務のため、市外に旅行または滞在中のかた
- ▽疾病、負傷、妊娠等により、歩くことが困難なかた

★不在者投票の手続き

▽場所
選挙管理委員会室（市役所南庁舎5階）および豊殿、塩田

川西の各支所。

▽期間

3月15日(日)から3月21日(土)まで（土曜・日曜も含む）。

ただし、各支所における不在者投票は、3月19日(木)までです。

▽時間

午前8時30分から午後5時まで。

▽持ち物

入場券（届いている場合）と印鑑。

★郵便による不在者投票

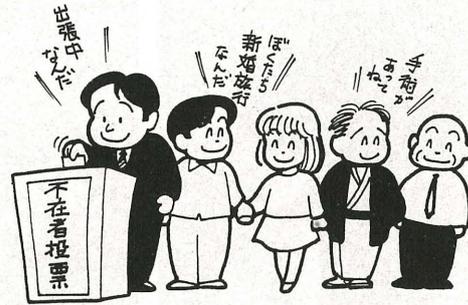
障害者手帳を持っているかたで一定の要件に該当するかたには、自宅にいたまま投票できる郵便による不在者投票の制度があります。

詳しいことは選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

★病院などで投票を行う場合

不在者投票のできる次の施設に入っているかたは、その施設

投票日に行けない人も大丈夫。



において不在者投票ができますので、病院長等に申請してください。

▽市内の指定施設

国立長野病院・安藤病院・千曲荘病院・上田病院・小林脳神経外科病院・柳沢病院・報恩寮・長寿園・室賀の里・上田しいのみ園・しいのみ療養園・御所苑・ほのぼの

※なお、不在者投票所には候補者の氏名を掲示してありませんのでご注意ください。

選挙運動

■飲食物の提供の禁止

選挙運動に関しては、飲食物を提供することは禁止されています。ただし、お茶や日常用いられている程度の菓子は差し支えありません。

陣中見舞いに選挙事務所等へ清酒を持っていくことも禁止されていますので、ご注意ください。

■戸別訪問の禁止

立候補届出後であるか立候補の決意前であるかを問わず、連続して戸別に選挙人の居室を訪問し、投票を依頼したりする行為は、禁止されています。

その他選挙運動などについてご不明な点は選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報が発行されます。自治会長さんのご協力をお願いして全世界に配布します

あなたあつての政治。政治あつてのあなたです。



が、自治会に加入されていないなどの理由で、出ください。

直接送達を希望するかたは、事前に選挙管理委員会にお申し出ください。郵送します。また、万一未着の場合は豊殿・塩田・川西の各支所、または市役所に予備を置いてありますので、お申し

ポスター掲示場の設置にご協力を！

市では、選挙運動用ポスター掲示場を市内394か所に設置します。

候補者は、この掲示場以外の場所に選挙運動用のポスター

をはることはできません。

なお、この掲示場を壊したりポスターを破いたりすると法律により罰せられますのでご注意ください。

問い合わせ 選挙管理委員会 (☎23) 5438

3月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22						

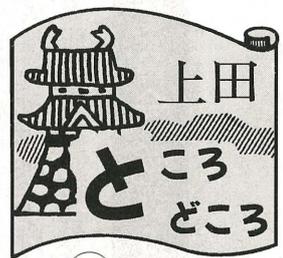
投票日

本庁での不在者投票期間

支所での不在者投票期間

中世のロマンが秘められている

八幡大神県社入口の鳥居



78

五加の巻

案内図 (一部)



平安時代(794-1192)の塩田は安宗郷と呼ばれその中心は本郷(現上本郷・下本郷)

でしたが、平安末期のころから塩田庄(庄)となり、政治の中心が五加に移ったと考えられています。

これは単に役所の所在地が移動したという事ではなく、中央に武家政権が誕生し鎌倉時代が始まる国政の変革期に、塩田地方にも政治的変動があったことを意味しています。

その中心人物が塩田八郎高光という豪族で五加に居館がありました。場所は内堀・中屋敷・城村の地名が残る今の内堀団地のところで、居館は産川を自然の堀とする雄大な規模のものでしたようです。

塩田八郎高光はここを拠点として安宗郷領有の勢力を追い払い塩田の土地を天皇に寄進し、その荘園の管理者として実権を握っていたのではないかと考え

られています(『上田小県誌』第一巻)。

ところが、塩田八郎高光の名は木曾義仲が平家を倒すため白鳥河原(現東部町)に兵を集めたとき、一度出てくるだけで詳しいことは全く不明という謎に満ちた人物なのです。

その塩田八郎高光が社殿を造営したと伝えられる八幡神社の広い神域に立ちますと、五加には中世のロマンが秘められているような気持ちにさせられます。

この神社の市指定文化財の「五反幟」は白布5反を縫い合わせたもので、佐久間象山の筆により「五加洪福村」「八県明裡祠」と書かれています。五加を幸いの村と讃え、八県宿禰神を明らかに清め祭るという意味です。境内にはその幟の文字を刻んだ見事な石碑が昭和57年に建立されました。

参道入口に立つ高さ8.6メートルの石燈籠も市指定文化財で県下では最大級とされています。竿石の「修善生洪福」(善を修め大きな幸せを生む)の文字は勝海舟の書です。幕末に村の若者たちによって建立が計画され、さまざまな困難を克服して明治31年によくやくしゅん工した涙ぐましい歴史をもつ石燈籠です。



八幡大神県社参道入口に立つ石燈籠

(平野勝重)

夢と希望に満ちた 新しいまちづくりが始まります！

秋和・常磐城地区の土地区画整理事業がスタート

秋和と常磐城地区で計画している土地区画整理事業の施行者「上田市秋和常磐城土地区画整理組合」が、長野県知事より認可を受け、このほど組合設立総会を開催しました。今後、住民自らが知恵を出し合い、希望に満ちたまちづくりが進められていきます。

まちは生きています。その姿は時代とともにどんどん変わり、自然景観など地域の個性的な魅力が失われつつあります。希望の持てるりっぱなまちをつくり、次の世代に引き継ぐことが私たちの大切な役割です。

土地区画整理事業とは、一定の区域内で土地の所有者の皆さんから、その所有する土地等の面積や位置などに応じて公平に土地を提供（減歩）してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地等にあて、土地の利用価値を高め、健全な街とする事業で、次のような効果があります。

- ① 整理前の権利を保全しながら事業を行うため、長年地元で培われてきた地域のコミュニティがそのままいかされます。
- ② 子どもの遊び場や憩いの場として公園が確保されます。
- ③ 地区内のすべての土地が、道路に面し形の整った利用しやすいものとなり、境界も明確になります。
- ④ 上・下水道やガスなどを一体的に整備することができます。

秋和常磐城土地区画整理事業では、区画整理のほかに、国道18号から国道18号上田バイパスを結ぶ都市計画道路・秋和神畑線が整備（一部は県施行）され、道路網の充実が図られることから、市街地の交通渋滞の解消が期待されています。

組合が設立したことに伴い、換地処分公告がある日（平成15年度予定）まで、施行区域内

においては、事業の支障となる建築行為等が制限されます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市街地整備課

☎235416

■上田都市計画事業秋和常磐城土地区画整理事業計画図



2月1日に開かれた、土地区画整理組合の総会

■事業の概要

- ① 事業の名称…上田都市計画事業秋和常磐城土地区画整理事業（組合施行）
- ② 施行区域の面積…約18.9ha
- ③ 施行者…上田市秋和常磐城土地区画整理組合
- ④ 施行期間…平成9年度～同15年度（予定）
- ⑤ 事業内容 区画整理…約18.9ha、都市計画道路…延長=約1,000m（幅員=18～12m）、区画内道路…延長=約4,900m（幅員=6～4m）、水路（延長=約700m）、公園3か所（面積5,700㎡）、調整池1か所

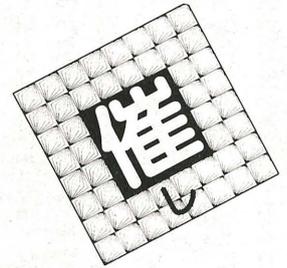
住民票等自動交付機 公共施設案内予約システム

休止のお知らせ

3月7日(土)午前8時から午後2時まで、市役所庁舎停電のため、住民票等自動交付機、公共施設案内予約システムが休止となります。

この間は住民票等の発行および電話、街頭端末からの公共施設の予約ができませんので、ご了承願います。

▽問い合わせ 情報推進課 (TEL 238241)



地域活性化フォーラム 「夢」創造ノ上小新時代

- 3月26日(木)午後1時～4時
- 上田東急イン
- 名称 新幹線開業記念企画「地域活性化フォーラムイン上小」
- 内容 基調講演、公開討論会、地域づくり懇談会
- 問い合わせ 上田地域広域行政事務組合 (TEL 232130)

『別所線高架化工事』 見学に来ませんか？

- 現在建設中の上田交通別所線高架化工事の『現場見学会』を開催します。3月29日からは高架での運行となるため、今回は線路の上を歩ける絶好の機会です。おおぜいの皆さんご来場を。駐車場はありません。車での来場は遠慮願います。

- 3月15日(日)午前9時～正午
- 天神1丁目(見学会の入口は上田駅南北連絡通路です)
- 服装 防寒着、運動靴等
- 問い合わせ 都市計画課 (TEL 235127)



平成10年度長野大学 総合科目開催します

- 4月16日～12月3日の毎週木曜日午後零時45分～2時15分
- 長野大学4-101番教室
- 講義テーマ 地方自治とまちづくり
- 受講料 6000円と登録料
- 申し込み 3月31日までに、氏名・住所・性別・年齢・職業・電話番号を記入のうえ、はがきで、長野大学生涯学習センター(〒386-11298上田市下之郷

658-11298) へお申し込みください。

Media Trigger '97 平成9年度新映像塾

- 開会式・講演会
- 3月14日(土)午後1時30分から
- メディアランドUEDA
- 基調講演 ①映像新時代の今後 ②信濃では「月」と「仏」と「マルチメディア」 ③「アイドル リカちゃん」はこうして誕生した
- 作品発表会・閉会式
- 3月21日(土)午後1時から
- メディアランドUEDA
- 同時開催 子どもの向け事業「地域映像制作実習」作品発表会
- 問い合わせ Media Trigger '97 新映像塾事務局 (上田地域広域行政事務組合内 TEL 232130)

乳房手術経験者の会 『やすらぎの会』へ

- 3月23日(月)午後1時～3時30分
- 保健センター(市役所南庁舎2階)
- 対象 乳房手術経験者
- 内容 ①保健婦による血圧測定と

相談 ②講演会『病気に勝つために』(講師:齊藤外科医院院長・齊藤元康さん) ③問い合わせ 健康推進課 (TEL 238244)

長野県作業療法学会 公開特別講演を開催

- 3月22日(日)午前9時30分～11時30分
- 佐久創造館体育館
- 講師 アイ スレッジスピードレース選手・土田和歌子さん
- テーマ スポーツを通して見えてきたこと
- 入場料 無料
- 問い合わせ 佐久総合病院作業療法科・笠井眞津枝 (TEL 026783131)

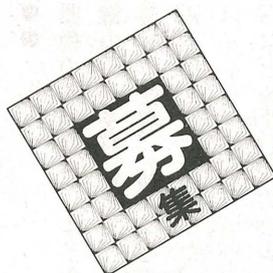
消費生活講座を開催 講演会にお出かけを

- 3月7日(土)午後2時～3時30分
- 中央公民館3階大会議室
- 演題 自分が出すごみを考えよう(ダイオキシンのこと) やらぎの会
- 講師 生活クラブ生活協同組合連合会検査室主任研究員・植田博さん
- 受講料 無料
- 問い合わせ 生活環境課 (TEL 235120)

『お年寄りのぼけ』についての相談会

ご家庭で痴ほう老人のお世話に困っているかた、どうぞお出かけください。

▽とき 3月7日(土)午後1時30分から4時30分 ▽人数 3名まで
▽相談担当 国立小諸療養所副婦長・堀内静子さん ▽問い合わせ 中央サービスセンター (☎224126)



平成10年度上田市 育英会奨学生募集

●資格 ①平成10年4月から高等学校へ進学する生徒 ②平成10年4月現在、高等学校に在学している生徒 ③平成10年4月1日現在市内に6か月以上居住する世帯の生徒 ④本会以外の育英会などの給付を受けていない生徒 ▽申し込み 在学している中学校、高等学校の担任

上田市霊園使用者 補充募集します!

●●● 上田市霊園の6区画について補充募集します。

▽応募資格 市内に住所があり現在墓地がなく、墓地を必要とし、次のいずれかに該当するかた。 ①遺骨を預ける所がなく、自宅に安置してあるかた。 ②遺骨を親戚や知人などの墓地に仮埋葬されているか、もしくは寺社などの納骨堂に預けてあるかた。 ▽申し込み 3月10日(火)～同20日(金)に生活環境課(☎235120)へ。 ▽その他 応募者多数の場合は抽選。

●●● の先生に相談し、3月20日(金)までに庶務課(☎235100)へ。 ▽決定 育英会の評議員会。

戦没者の遺族の皆さん

特別弔慰金の請求 はお済みですか?

～請求期限は、
3月31日です!～

戦没者の遺族に対する特別弔慰金は、期限後では請求できません。戦没者の遺族で、まだ請求手続きをしていないかたは、忘れずに期限内に請求してください。

なお、請求書類は、市役所福祉課にありますので、お手数でも受け取りに来てください。

■支給対象者…次の要件をすべて満たすかた(先順位のかた一人)

①昭和6年9月18日以後の戦没者の遺族 ②戦没者の配偶者、子、父母、孫、兄弟姉妹および生計関係のあった三親等以内の親族 ③平成7年4月1日の時点で、遺族のうち公務扶助料等の受給者がいないこと

■金額と支給方法…額面40万円、10年償還の無利子の記名国債で支給。

■請求受付・問い合わせ…福祉課(市役所南庁舎1階・☎235130)

就職・退職のかた

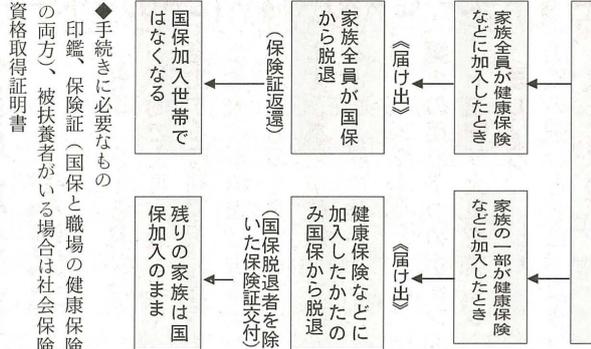
国保の届け出を

毎年、3月から4月にかけては、就職・退職のシーズンです。それに伴い、国保(国民健康保険)も加入や脱退をしなければなりません。ここでは、就職者・退職者の国保加入と脱退について、お知らせします。

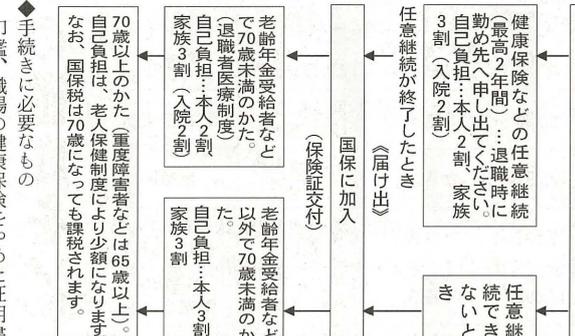
■国民皆保険と強制適用

国民はどなたでも、いずれかの医療保険に加入しなければなりません(国民皆保険)。

国保加入者が就職した場合



健康保険加入者などが退職した場合



このため、健康保険、共済組合などの医療保険に加入していないかたには、本人の意思にかかわらず国保が適用されます(国保の強制適用)ので、たとえ、お医者さんにかかっていないかたであっても、必ず国保に加入することになります。

▽問い合わせ 国保年金課(☎4100) 因1362・1367・直通☎235118)

◆手続きに必要なもの
印鑑、保険証(国保と職場の健康保険の両方)、被扶養者がいる場合は社会保険資格取得証明書
勤め先などでは、国保脱退・加入の届け出をします。本人または家族が届け出をしてください。

◆手続きに必要なもの
印鑑、職場の健康保険をやめた証明書、既に同一世帯で国保加入者がいる場合はその保険証

母子手帳発行窓口が変更に!

今まで市民課窓口で行っていた母子手帳の発行を、4月1日より保健センター健康相談室(市役所南庁舎2階)で行います。同時に、専門担当者による健康相談も行っていますのでお気軽にご利用ください。

▽問い合わせ 健康推進課(☎238244)

「千曲川河川敷」で 火災訓練と野焼き

●●●
消防団では、大規模山林火災想定訓練と野焼きを次のとおり行います。

▽とき 3月15日(日)午前9時30分～11時
▽ところ 千曲川河川敷内(下塩尻グラウンド付近・半過グラウンド付近・千曲町グラウンド付近・御所苑の北)

側付近・諏訪形グラウンド付近・常田付近) ▽出勤人員 40名
▽問い合わせ 消防部総務課(☎260019)

身体障害者の皆さん 助成制度のご利用を

●●●
■視覚障害者に対する電気料の補助(平成9年度分)

火気の取り扱いが困難な視覚

障害者のために、電気料の基本料を補助します。

▽対象(次の要件すべて該当するかた)
①市内にお住まい

で、生計中心者またはその配偶者が視覚について身体障害者手帳の1級または2級の認定を受けている②契約電気容量が40アンペア以下

■人工透析の通院費補助(平成9年度後期分)

人工透析のための通院費用の一部を補助します。

▽対象(次の要件にすべて該当するかた)
①市内にお住まい

で、腎臓機能障害について身体障害者手帳の1級の認定を受けている。②片道2キロメートル以上の距離を通院している。

▽補助申請 申請されるかたには、必要書類をお渡しします。3月19日(木)までに福祉課

へ申し出てください。郵送もできます。

■住宅改良の補助(平成10年度工事分)

1級・2級・3級の、視覚または肢体不自由の身体障害者(65歳未満に限る)のかたが日常生活の向上のため、住宅の改良をする場合に補助が受けられることがあります。希望されるかたは、工事費用見積書と改造部分の見取り図(改良前と改良後)を持参し、福祉課にご相談ください。

▽補助金額(平成9年度の場合) 工事費90万円まで全額

▽その他 新築や改築は対象となりません。また、所得制限があり、一定の基準を超える場合や、補助決定前の事前着工は対象となりません。▽問い合わせ 福祉課(☎1602)

ごめい福を お祈りします

(1月届け出分・敬称略)

加藤 担邦 五加 84	中村 一政 緑が丘西 68	東川 きわ 保野 81	関 守男 愛宕町 64	宮森 忠治 千曲町 64	阿部 武仁 上沢 59	廣田 ひさみ すす台南 75	須山 治恵子 川辺町 82	佐藤 禮子 新田 54	丸山 光子 塩田新町 89	福沢 けさ子 川辺町 66	宮本 雄平 新田 91	若林 さとい 新屋 94	田中 喜美子 桜台 57	岡村 清晴 鷹匠町 79	寺島 重利 川辺町 62	高橋 ふさい 上紺屋町 71	小林 春季 蛇沢 79	石井 元治 半過 79	村田 げん 岡 98	志摩 忠義 小泉 92	牧野 つな 吉田 80	前田 忠俊 秋和 88	宮崎 永子 諏訪形 65	滝澤 貞子 塩田新町 81	林 すづ枝 奈良尾 72	吉田 ちゑ 院内 75	岡部 アヤノ 国分 73	山崎 りやウ 山口 87	宮島 延雄 下本郷 73	小池 義一郎 柳沢 69	田尻 ふく 国分 90	加藤 ユキ 千曲町 84	萩原 一美 久保林 80	渡邊 行夫 新田 83	小林 けん 漆戸 83	深井 美年 北天神町 55	山崎 栄子 下堀 73	田口 昭子 岡 69								
目黒 夷三郎 倉升 86	保屋 野昭雄 保野 69	清水 節子 石神 75	矢島 喜寿 倉升 72	宮岡 豊治 手塚 67	大井 ひでよ 伊勢山 81	室賀 アヤ 下之郷 86	手塚 登志代 大手町 70	篠田 武雄 大屋 89	唐澤 邦夫 小泉 87	山邊 みよ 下堀 81	齋藤 精次 新田 88	前澤 儀十 新田 79	今井 勝 新田 47	五十嵐 一 鍛冶町 78	依田 つる 奈良尾 97	山口 武左エ門 小井田 81	小林 銀子 海野町 89	新保 六 横町 80	東 みよ 倉升 86	西川 茂 舞田 84	小宮 山はつ 上塩尻 77	田中 三雄 生塚 68	成澤 哲二 下之条 80	森 哲二 下堀 91	百瀬 ちよう 倉升 95	藤沢 浩造 八木沢 95	石塚 實 海野町 77	石井 喜久美 半過 84	市川 昭司 院内 68	小野 ひろ 新屋 86	若林 ゆき子 院内 89	尾澤 つね 上室賀 90	石川 當枝 院内 78	小林 正雄 新町 74	小海 ソノ 御所 85	門田 まさよ 北常田 85	工藤 英吉郎 中村 83	小林 ともゑ 緑が丘西 93	小林 幸江 鷹匠町 87	竹原定太郎 五加 84	久保田 シマ子 伊勢山 82	小林 藤一 秋和 78	藤原 信男 分去 61	塚田 佳徳 下郷 74	伊東 すす 千曲町 86	原田 かの 新田 76

上田都市環状道路 (国道143号築地バイパス) 供用区間が延長に!

県営球場入口から市道築地1号線(通称神田農道)の区間が、2月26日から供用開始になりました。ご利用ください。
▽問い合わせ 土木課(☎235126)



「市民総合窓口」を開設します！

3月23日(月)から4月3日(金)は夜7時まで
 = 3月28日(土)・29日(日)も開設(午前8時30分から午後5時15分まで) =

転入や転出等の異動の際、市での手続きをはじめとして、電気、ガス等さまざまな手続きが必要となるため、異動が集中する3月16日(月)から4月3日(金)まで、これらの手続きが同一フロアで総合的にできる「市民総合窓口」を開設します。参加する公益企業、手続き内容および実施期間等は別表のとおりです。引越越し等を予定されている市民の皆さん、企業の手続きと市の手続きが同一フロアで行えるこの機会に、ぜひ市役所市民課にお越しください。

また、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、

税額証明書、個人の納税証明書および車検用軽自動車税納税証明書の発行を受けられる自動交付機を、しなの鉄道上田駅に設置しました。これにより、自動交付機は、市役所(正面玄関東側)と上田創造館(正面玄関内)の3台となりましたので併せてご利用ください。

なお、自動交付機を利用する場合は市民カードと暗証番号が必要です。カード発行については市民課へお尋ねください。

■問い合わせ 市民課 (☎235334)

■市民課の窓口

課 所 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
市 民 課	異動届・死亡届・出生届・婚姻届等の受理、印鑑登録、外国人登録、住民票・戸籍謄抄本の交付等、葬祭費・出産育児一時金の支給、国民健康保険証の交付(戸籍届出は夜間、土曜日・日曜日は一時的預かり)	印鑑、預金通帳、国民健康保険証(加入している場合)、印鑑登録証等	市民課窓口	平日午前8時30分から午後5時15分まで 3月23日(月)から4月3日(金)までの平日は午後7時まで (3月28日(土)・29日(日)は開設します)

■担当課による出張窓口

課 所 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
国 保 年 金 課	国民年金に関する転入・転出の手続	印鑑・年金手帳(基礎年金番号)	市民課窓口	3月16日(月)から4月3日(金)までの平日 午前8時30分から午後5時15分まで 3月23日(月)から4月3日(金)までの平日は午後7時まで (3月28日(土)・29日(日)は開設します)
福 祉 課	児童手当の申請・消滅に関する手続	印鑑		
学 校 教 育 課	学校の指定に関する手続	印鑑		
税 務 課	所得証明・税額証明・資産証明・評価証明・公課証明	印鑑	税務課窓口	
水 道 局	水道の使用開始・閉栓に関する手続、口座振替手続、水道料金の徴収	銀行印、預金通帳 使用開始の場合 …手数料	水道局窓口	

■公益企業による対応 (50音順・敬称略)

企 業 名	手続内容	持参するもの	実施場所	実施期間と時間
上 田 ガ ス 株	ガスの開栓・閉栓申し込み、口座振替手続	ガス使用料のお知らせ票、銀行印、預金通帳	市民ホール	3月23日(月)から4月1日(水)までの平日 午前9時から午後4時まで
上 田 郵 便 局	転入届、転居届	印鑑		
N H K 長 野 放 送 局	住所変更、衛星放送申し込み、口座振替手続	領収証、銀行印、預金通帳		
中 部 電 力 株	電気使用の開始・廃止申し込み、口座振替手続	電気ご使用量のお知らせ票、銀行印、預金通帳		
日 本 電 信 電 話 株	電話の移転、復活、休止申し込み、口座振替手続	銀行印、預金通帳、免許証等本人を確認できるもの		